

## 死亡鶏羽数の報告徴求が再び始まりました！！

今回の高病原性鳥インフルエンザ弱毒タイプの連続発生を受け、高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための報告徴求が11月6日より始まりました(裏面公報参照)。ご協力よろしくお願いたします。

### 【高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための報告徴求】

- ・ 調査対象：鶏、あひる、うずらおよび七面鳥の飼養羽数が1,000羽以上の農家。
- ・ 調査方法：報告書(裏面参照)によって下記のことについて毎月10日までに報告。
  1. 毎週日曜日の飼養羽数
  2. 毎週日曜日から土曜日までの死亡羽数
  3. 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

ただし、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような事態が生じた場合は直ちに報告する

1,000羽未満の農家さんも何か異常に気がきましたら直ちにご連絡ください！



## 高病原性鳥インフルエンザ継続して発生中。 もう一度予防対策の確認をしましょう。

茨城県では10月末からさらに32、33、34例目となる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。以下の点に気を付けて予防対策の再点検をお願いします。

### ・スズメ、カラスなどの野鳥の鶏舎への侵入防止

防鳥ネットなどに大きな穴や破損はありませんか？

### ・ネズミ、イタチ類、さらにハエ、ゴキブリなどの衛生害虫対策の強化

### ・給水用の水は飲用に適したものが消毒したものをを用いる

野鳥や野生動物との接触が考えられる生水は避けてください。

### ・消毒の徹底

養鶏場や鶏舎内の出入口への消毒槽の常備、車両、器具、従業員などの消毒の徹底、部外者の農場内侵入制限をしましょう。

### ・日常観察の徹底

インフルエンザのまん延防止には早期発見が極めて重要です。日常の健康観察を徹底し、鶏群の異常をできるだけ早期に把握しましょう。

また、家さんなどの導入に当たっては、事前に導入もとの衛生状況を把握しましょう。



鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

## 飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

# 岐阜県公報

号外(二) 平成十七年十一月四日

## 目次

告示

○家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告

(畜産部)

## 告示

岐阜県告示第八百七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条ただし書の規定により告示する。

平成十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

鶏、あひる、うずら及び七面鳥の飼養羽数が一千羽以上の農場の所有者

### 三 報告すべき事項

1 毎週日曜日の飼養羽数

2 毎週日曜日から土曜日までの死亡羽数

3 毎週日曜日から土曜日までの高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

### 四 報告書の提出期限

毎月十日(十日が県の機関の休日に当たる場合はその前日)までに前月の三に掲げる事項を報告すること。

なお、第一回の報告は、平成十七年十一月六日(日)から同年十二月三日(土)までの状況を同年十二月九日(金)までに報告すること。

### 五 報告書の提出

岐阜県公報 号外 毎週 (大曜日)

発行

(休日当たる)ときは翌日

平成十七年十一月四日

六 その他必要な事項  
ファクシミリ又は電話で別記様式により所轄家畜保健衛生所に報告すること。  
高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

### 別記様式

飛騨家畜保健衛生所 へて

家畜伝染病予防法第五十二条に基づく報告徴求命令に対する報告書

農場名: 農場(月分報告)

		内 容	備 考
第 週 ( 日~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり・なし (いずれかに○)	(「あり」の場合は内容)

報告者氏名:

報告者連絡先 電話:

ファクシミリ:

農場所在地:

注1 飼養羽数の備考欄には、健康状態(産卵率の低下など)についての特記事項を記載すること。

2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。